

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年3月29日

【会社名】 株式会社東京通信

【英訳名】 Tokyo Tsushin, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 C E O 古屋 佑樹

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区恵比寿南一丁目1番9号

【電話番号】 03-6452-4523 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 C F O 村野 慎之介

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区恵比寿南一丁目1番9号

【電話番号】 03-6452-4523 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 C F O 村野 慎之介

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2022年3月28日開催の第7回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年3月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものです。

株主総会参考書類等の電子提供措置が認められたため、電子提供措置に係る改正会社法の施行日（2022年9月1日）以降、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。また、現行の株主総会参考書類等のインターネットによる開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものです。

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）」が成立し、新たに上場会社に場所の定めのない株主総会の開催が認められました（2021年6月16日施行）。多くの株主の皆様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化、効率化及び円滑化につながることから、場所の定めのない株主総会の開催を可能とする所定の変更を行うとともに、この変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものです。その他、法令の表現に合わせた文言の整備、字句の修正及び条数の変更等を行うものです。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、古屋佑樹、外川穰、村野慎之介、横山佳史、長谷川智耶、早川晋、新居佳英及び赤堀政彦の8名を選任するものです。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、芝崎香琴、高橋由人及び串田規明の3名を選任するものです。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額200百万円以内）とするものです。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額200百万円以内とするものです。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	38,840	252	0	(注) 1	可決 99.29
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件					
古屋 佑樹	38,820	272	0	(注) 2	可決 99.24
外川 穰	38,802	290	0		可決 99.19
村野 慎之介	38,828	264	0		可決 99.26
横山 佳史	38,822	270	0		可決 99.25
長谷川 智耶	38,824	268	0		可決 99.25
早川 晋	38,779	313	0		可決 99.14
新居 佳英	38,822	270	0		可決 99.25
赤堀 政彦	38,821	271	0		可決 99.24
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件					
芝崎 香琴	38,853	239	0	(注) 2	可決 99.33
高橋 由人	38,809	283	0		可決 99.21
串田 規明	38,853	239	0		可決 99.33
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定の件	38,686	406	0	(注) 3	可決 98.90
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件	38,756	336	0	(注) 3	可決 99.08

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上